

# 先端的スポーツ医科学研究推進事業委託要項

令和 4 年 7 月 4 日  
スポーツ庁次長決定

## 1. 趣 旨

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 9 条に基づく第 3 期スポーツ基本計画（令和 4 年 3 月 25 日文科科学省）においては、「国及び JSC は、大学等とハイパフォーマンススポーツセンター（以下、HPSC という）との連携による先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用（実装化）できるよう取り組む。併せて、スポーツ医・科学等の分野の若手研究者の育成を進める」こととしている。

このため、本事業では、スポーツにおける「医学分野」、「情報分野」、「工学分野」等に関する先端的な研究ならびに次世代の中核を担う若手研究者の育成を継続的に行う機関を「先端的スポーツ医科学研究拠点」として指定し、HPSC と連携・共同研究をし、スポーツ医・科学研究を推進する。

## 2. 委託事業の内容

本事業の実施に当たっては、以下の（１）～（３）の取組を行う。また、各拠点は、最先端スポーツ医・科学研究を行うとともに、HPSC と連携・共同研究をしてそれら知見の競技現場での活用（実装化）を通じたアスリートの国際競技力向上に努める。また、各拠点は、事業終了後も HPSC の連携拠点として、スポーツ医・科学研究、競技力向上サポート、人材育成を継続的に実施できる体制の構築（自走化）に努める。

### （１）スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施

我が国のオリンピック競技及びパラリンピック競技の国際競技力が更に向上するよう、スポーツを中核として最先端の様々な研究分野と融合・連携（オープンイノベーション）したこれまでにないスポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に生かした斬新なスポーツに関する研究等を実施するとともに、併せて、国立スポーツ科学センター（以下、JISS という）を含む HPSC 等と連携・共同研究をし、研究成果を効果的に競技現場に還元するための仕組みを構築する。

### （２）若手研究者を対象とした育成プログラムの実施

我が国において持続可能な選手強化支援を実現するためには、選手強化の基盤を支える優秀な研究者を育成することが重要となる。このため、上記（１）の研究を実施するとともに、先端的スポーツ医科学研究拠点の特徴を生かしたスポーツにおける次世代の中核を担う優秀な若手研究者を育成するためのプログラムを策定し、当該プログラムに基づき若手研究者を育成する。

なお、当該プログラムについては、育成した若手研究者のスポーツに係る研究に関わる

キャリア形成に資するよう十分に留意すること。

### **(3) HPSC との連携**

先端的スポーツ医科学研究拠点での成果の最大化を図るため、JISS を含む HPSC と連携・共同研究をするなどの工夫をし、上記（１）及び（２）の取組を実施することとし、実施にあたっては、それぞれの取組が持続可能かつ将来的なモデルとなるよう十分に留意すること。

## **3. 委託先**

我が国のスポーツに関する研究や選手強化の基盤を支える研究者を育成することが可能な法人格を有する団体（以下「団体等」という）に委託する。

## **4. 委託期間**

本事業の委託期間は、最大５年度とし、令和４年度から令和８年度とする。

ただし、契約は単年度毎とし、事業の実績、予算の状況等を勘案し、審査の上適当と認められる時は、次年度以降引き続き契約を締結できる。

なお、年度毎の進捗予定は下記を想定している。

１年目：体制の整備

２年目：先端的なスポーツ研究・共同研究の開始、人材育成プログラム作成

３年目：上記研究の継続、人材育成プログラム試行

４年目：研究成果還元や課題追及、人材育成プログラムの実施

５年目：研究成果還元、研究員の輩出、各プログラムにおける自走準備

※ 本事業においては、第３３回オリンピック競技大会（２０２４/パリ）、第２５回オリンピック冬季競技大会（２０２６/ミラノ・コルティナ）に向けた先端的スポーツの研究・共同研究に取り組むことを目的としている。

また、育成プログラムについても博士課程等で準備、策定、試行を行うにあたり５年度を要すると考えており、先端的スポーツ研究と合わせて取り組むことを前提としている。

## **5. 委託手続**

（１）団体等が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書等をスポーツ庁に提出すること。

（２）スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合は、団体等に対して事業を委託する。

## **6. 委託経費**

（１）スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（設備備品費、人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、再委託費、一般管理費（１０％が上限））を委託費として支出する。

- (2) スポーツ庁は、団体等が本契約の定めに従った場合、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## **7. 再委託**

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

## **8. 事業完了の報告**

団体等は、委託事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書及び委託業務成果報告書を作成し、完了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

## **9. 委託費の額の確定**

- (1) スポーツ庁は、上記8により委託事業完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## **10. その他**

- (1) スポーツ庁は、団体等における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるように求める。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理の状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体等は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

# 委託事業実施計画書

## I. 事業名

令和〇〇年度 先端的スポーツ医科学研究推進事業  
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇拠点)

(注) 当該年度、拠点名を記載すること。

## II. 委託事業の内容

### 1. 趣旨・目的

(注) 当該事業を実施する趣旨や目的を、明確かつ簡素に記載すること。

### 2. 事業期間

委託契約締結日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 事業の終了予定年月日を記載すること。

### 3. 事業の取組内容と見込まれる成果

区 分	当該年度の具体的な取組内容 (アウトプット)	当該年度に見込まれる具体的な成果 (アウトカム)
1. スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施 (HPSC との共同研究テーマに関しても簡潔に明記すること)	融合・連携分野のポイント	
	独創性・革新性、斬新性等のポイント	
	研究成果を競技現場に還元するための仕組み構築のポイント	
具体的な取組内容		

2. 若手研究者を対象とした育成プログラムの実施	研究者育成プログラム名	
	具体的な取組内容	
3. HPSC との連携	連携分野のポイント	
	具体的な取組内容	

- (注1) 実施する事業について、3つの区分毎の具体的な取組内容（アウトプット）と、その取組内容を実行することにより当該年度に見込まれる具体的な成果を記載すること。
- (注2) 具体的な取組内容については、オリンピック競技とパラリンピック競技を対象（必須）とし、その取組内容を行うこととした現状及びニーズ等も踏まえて記載すること。
- (注3) 具体的な成果については、オリンピック競技とパラリンピック競技との相乗効果を含めて記載すること。
- (注4) スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施における「融合・連携分野のポイント」については、スポーツを中核として、具体的にどのような最先端の研究分野と融合・連携するのかについて、ポイントを絞って記載すること。
- (注5) スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施における「独創性・革新性、斬新性等のポイント」については、当該拠点で行う研究において、具体的にどのような点において独創性・革新性、斬新性等があるのかについて、ポイントを絞って記載すること。
- (注6) スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施における「研究成果を競技現場に還元するための仕組み構築のポイント」については、JISSを含むHPSC等との連携を踏まえ、研究成果を効果的に競技現場に還元するための仕組み構築の取組について、ポイントを絞って記載すること。
- (注7) 若手研究者を対象とした育成プログラムの実施における「若手研究者育成プログラム名」については、当該拠点の特徴を生かして、スポーツにおける次世代の中核を担う若手研究者をどのようにして育成するのかが明確になるプログラム名を記載すること。
- (注8) 若手研究者を対象とした育成プログラムの具体的な取組内容について明示し、併せて育成した若手研究者のスポーツ研究に関わるキャリア形成への取組について、ポイントを絞って記載すること。
- (注9) JISS との連携における「連携分野」については、具体的にJISSのどのような分野と連携するのかについて、ポイントを絞って記載すること。
- (注10) 必要に応じて、記載内容を分かりやすくするために補完する参考資料（図・写真等）を最大4枚添付すること。

#### 4. 実施計画

区 分	実 施 計 画
<p>1. スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施 (HPSC との共同研究テーマに関しても簡潔に明記すること)</p>	
<p>2. 若手研究者を対象とした育成プログラムの実施</p>	
<p>3. HPSC との連携</p>	

(注1) 実施する事業の取組内容に対する当該年度の具体的なプロセスや関係機関との連携等の取組内容を具体的に実行するための計画について、分かりやすく記載すること。

(注2) 必要に応じて、記載内容を分かりやすく補完する参考資料 (図)・写真等) を最大 4 枚添付すること。

## 5. 取組項目別工程表

区分／取組項目	実施期間（委託契約締結日～令和〇〇年〇〇月〇〇日）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施												
2. 若手研究者を対象とした育成プログラムの実施												
3. HPSC との連携												

(注) 3つの区分毎の取組項目別の工程表について、矢印等を用いて記載すること。

## 6. 実施体制

--

(注1) 当該年度の実施体制について、再委託機関等連携する機関を含めた全体の実施体制について各機関の関係性や連携内容が把握できるように記載すること。

(注2) 具体的な再委託機関等の連携機関名については、連携することが確定している機関のみを記載すること。

## 7. 知的財産権の帰属

「知的財産権は乙に帰属することを希望する」 ・ 「知的財産権は全て甲に帰属する」

(注) 「知的財産権は乙に帰属することを希望する」又は「知的財産権は全て甲に帰属する」のいずれかに○印を記載すること。

## 8. 再委託に関する事項

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う事業の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	円

## Ⅲ. 委託事業経費

# 1. 経費予定額

(単位：円)

費目	種別	内 訳	経費予定額
設備備品費	設備備品費		小計
人件費	人件費		小計
事業費	諸謝金		小計
	旅費		小計
	借損料		小計
	印刷製本費		小計
	消耗品費		小計
	会議費		小計
	通信運搬費		小計
	雑役務費		小計
	消費税相当額		小計
一般管理費	一般管理費		小計
再委託費	再委託費		
合計			

## 【経費計上の留意事項等】

1. 本事業の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。
2. 本事業における経費については、他の経費と明確に区分し経理すること。
3. 設備備品費については、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のものとする。資産価値を増大する改造（機能向上）については、当該委託事業で取得した物品についてのみ対象とする。
4. 人件費（社会保険料等を含む）については、雇用の必要性及び金額の妥当性がある場合のみ計上すること。
5. 人件費単価の算出に当たってはスポーツ庁事務処理要領に従い記入すること。
6. 事業費（諸謝金）については、外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものとする。
7. 事業費（旅費）については、原則として、団体等の旅費規程により計上して差し支えないが、経済的な経路及び方法で計上すること。また、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律及び文部科学省所管旅費規則を準用すること。
8. マイレージ・ポイントの取得等による個人の特典は認めないものとする。
9. 事業費（借損料）については、会場借料、機械、物品、用具、器具、設備、車両等の借料を対象とする。
10. 事業費（印刷製本費）については、会議資料、報告書、その他事業の実施に係る印刷物等の印刷製本又は複写、記録用写真フィルム、現像及びプリントに要する経費とする。
11. 事業費（消耗品費）については、事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を対象とする。
12. 事業費（会議費）については、会議を開催する場合のコーヒー、紅茶、弁当等であり、社会通念上常識的な範囲内とし、酒類などは対象としない。（団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知及び議事要旨（録）を作成しない打合せ程度のもは対象としない。）
13. 事業費（通信運搬費）については、はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等の梱包発送による運搬料とする。
14. 事業費（雑役務費）については、会場設営、調査研究に係るデータ集計・入力等の役務の請負に対して支払うもの、対象経費の支出に係る銀行振込手数料とする。

15. 消費税相当額については、団体が課税事業者（納税義務者）で、不課税経費を計上している場合に、それに該当する消費税相当額のみ計上すること。この場合、課税事業者である旨を確認できる書類を添付すること。（業者等に支払う消費税額については、当該経費区分に税込額を計上すること。）
16. 再委託費については、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる場合に再委託を行う事業の経費を計上すること。また、子会社や関連会社へ再委託する場合は、利益控除等を行い、透明性を確保すること。
17. 一般管理費については、当該委託事業分として経費の算定が難しい光熱水料や電話料、FAX送受信料、管理部門の人件費（管理的経費）に係る経費であり、便宜的に直接経費（設備備品費、人件費、事業費）に一定の率（一般管理費率）を乗じて計上すること。なお、一般管理費率は、団体等の直近の決算により算定した一般管理費率、団体等の受託規定による一般管理率及び本委託要項で定める上限を比較し、最も低い率で計上すること。
18. 再委託費以外のすべての項目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

## 2. 再委託費内訳

再委託機関名：

（単位：円）

費 目	種 別	内 訳	経費予定額
			小計
合 計			

## IV. その他

### 経理担当者（責任者及び事務担当者）

氏 名	役 職 名	連絡先（電話番号、メールアドレス）
（責任者）		
（事務担当者）		

（注）責任者は、本委託事業に係る経理責任者を記載すること。

事務担当者は、スポーツ庁との連絡窓口となる経理事務担当者を記載すること。